

国際結婚からみる今日の日本農村社会と「家」の変化

右 谷 理 佐

序 章

一 問題の背景

日本の農村社会、とりわけ過疎地域は、後継者問題や結婚難問題に久しく悩まされ、この問題はますます深刻化する傾向にある。これを解決すべく一九八〇年代の半ばころから、各地の農村で外国人女性が嫁として迎え入れられている。

外国人女性を配偶者として迎える男性や地域社会には、「日本人女性が嫁に来ないならば、外国から嫁を「持つてくらしかない」という論理がある。言うなれば、「やむにやまれぬ対策」としての国際結婚である。

こうした論理の根底には、現代においてなお、農村社会や家族に、いわゆる伝統的家族形態である「家」を維持してゆかねばならないという意識を見ることができる。

一方、現代の結婚観には、個人を主体とした人生設計に基づいた結婚を望むという傾向がある。したがって、農村での「個人の利益よりも共同体の利益が優先されて推進される」「今川 一九九〇、岩本 一九九五」結婚観との相違が、農村社会での結婚難の一因になつていると考えられる。離村者が、農村社会が維持しようとする伝統的秩序を放棄した者である一方、農村にとどまる者、そして、外国人女性を配偶者とする男性は、旧来の社会秩序を維持するという伝統に包み込まれていると言えるのではないだろうか。

このように保守的特質を有する農村にとって、外国から嫁を迎えるという冒険的選択は、農村社会および家族にさまざまな難問を生み出すことになり、従来の「家」意識や、家族のあり方に影響が及び始めている。

二 研究の目的と方法

これまでに農村の国際結婚現象に関して調査・研究されたものは極めて少ないが、それらのほとんどは、農村社会には「家」意識が根づいており、その意識下で「特異な」存在としての外国人妻がどのように「適応」しているかを報告している。また、適応状況を踏まえて、農村社会の保守性や閉鎖性を指摘し、異文化間結婚をめぐるさまざまな葛藤や困難さを指摘する言及が多く見受けられる。

従来の研究は、この結婚から生じる問題のいくつかは日本農村家族や社会を支えている「家」意識に起因すると指摘する。ところが、これらの諸言及は問題の所在を指摘するのみに留まつていて、農村社会に見出される「家」意識についての充分な検討がなされていない。したがって、外国人妻の適応や彼女らを取り巻く家族や社会の葛藤を分析するさいに、農村には日本の「伝統的」な「家」意識があるとして問題を帰結し、それで解決されてしまったかのように片づけられてしまっていた。

本稿では、外国人妻を取り込んだ農村社会の今後の動向を探るために、その社会の背景や事情を整理しておきたい。そこで、まず国際結婚を通じて浮き彫りにされた、農村の「家」意識の現状を改めて問い合わせる。次に外国人妻の参入により、農村社会や家族（夫）に何が起きているのか、ある

いは起ころうとしているのかを把握する。

第一章では、近代の日本家族のあり方を規定してきた「家」制度を文献に拠つて整理し、その理解を踏まえて、農村社会では「家」意識がどのように変わってきたかを検討していく。第二章で、現代の結婚観から農村社会での結婚難を概観する。第三章で、全国各地で展開されている農村男性の結婚難対策を紹介する。そして、第四章で、国際結婚を行なった各地の事例から、外国人妻を受け入れた夫や家族の論理を紹介する。第五章では、外国人妻を受け入れたことによつて浮き彫りにされた「家」意識と、その中での人々の葛藤を示す。最後に、新たな選択への模索について若干の考察を行なう。

本論に入る前に、農村男性と結婚する外国人女性の呼称について記しておく。これまで、「アジアから来た農村の花嫁」「アジア系外国人妻」「外国人花嫁」「外国籍婦人」「外国人妻」「定住配偶者」などいくつかの使用がみられる。はじめの三表現には、呼称自体に女性たちのイメージが含意されてしまい、先入観のある文脈を生むおそれがある。かといつて、あとの三表現がまったく先入観なしに使用できるとも限らないが、松本・秋武「一九九五・一八〇」が指摘するように、いずれの呼称を用いたとしてもそれは本来多面的な人間の一面を便宜的に表したにすぎない。本論文では、

呼称自体に比較的、価値観を含まないだらうと思われる「外国人妻」を用いることにする。

第一章 農村における「家」の変化

今日の農村社会に見出せる「家」意識が形成された潜在的原因は、明治政府が確立した「家」制度にあるといえる。

本章では、制度形成期における「家」の特徴を整理し、どのように変化し、維持されてきたかを概観する。そして、今日において、「家」はどのように機能しているか検討していく。

なお、以下に論を進めるにあたつて、本論文で使用する「家」の用語について整理しておきたい。居住空間と、そこに居住する家族構成員、精神的・物質的な生活状態、さらには先祖から子孫にかけて継承される系譜的連続体としての観念を含めた最広義で用いられる家。日本民俗学における家族の様態全般を記す際に用いられるイエ。家父長的特質を備えた家族制度と、それに拘束された家族形態を指す家制度を意味する「家」。以上の三種の用法が從来の家研究では認められる。本稿では、家制度に関心をもつて論じる試みであるため、括弧付きの「家」を使用する。

また、「家」研究は、歴史学、社会学や文化人類学で多岐

にわたる議論がなされてきているが、本稿は「家」研究そのものの深化をめざすものではなく、国際結婚を行なつてゐる農村家族のあり様の一端を理解するための手段として、先人の「家」研究を概観するものであることを断つておきたい。

一 「家」制度の成立

日本近代の「家」制度は、一八九八（明治三二）年、戸主權（家長権）・親權・夫權・相続権の規定を含む家族法の施行に基づいて確立された。政府は國家形成の基底に「家」を基本的な編成単位として位置づけようとした。

明治政府が、近代の理想的家族を描くにあたり、近世の封建的武士層の家族制度をモデルとしたことは周知のとおりである。そして、伊藤「一九八二・二一三」が指摘するように、天皇と国民の関係を本家と分家のアナロジーとらえ、「家」と國家を接合した觀念である家族國家觀に基づく家族像が作りだされた。

従来の「家」研究を総合すると、「家」の特徴とは次のように集約できよう。

・過去（祖先）から現在そして未来（子孫）へと、一定の血縁者によって祖孫連綿と超世代的に継承されるべきもの。

「家」の長である戸主に、「家」の統率者としての地位と財産の継承者としての地位を付与した。つまり戸主権（家長権）と家督相続権が与えられた。

「家の内は上下の身分関係とそれに基づく支配と服従（忠）、恩と報恩（孝）の原理があった。これにより男女関係のあり方が規定されていた。夫婦関係においては夫の優位性と妻の無権利状態が法的に認められていた。

「家」内における家父長の支配と家族員の服従の関係が、天皇に対する国民の服従の関係へと置き換えられた。

「家」は村落共同体の構成単位となる。個人は「家」に属し、その一員であることにより共同体の成員としての地位をもつ。

これらの特徴の根底にある観念は、「強力な家父長権力」と「儒教的家族道徳」「川島 一九五七・五・三五」である。では、武士階級の封建的家族のモデルは、農民生活においてどのように機能していたのだろうか。

蓮見「一九九〇・一三」は、「家」制度が有する「家」の

性格は、「日本の農業經營の特質や農村社会の条件と共に鳴らす要素」をもつと指摘する。つまり、零細的農家經營を支えるため、家相互の協力が必要とされた。そこで、家庭合、さらには村落という互助組織が結成された。この一連の互助組織は、地主と小作、本家と分家という主従的上下

関係によって維持された。そして、家産の管理、農業經營、祖先祭祀を統括するのは、武士階級の慣習に倣って、家長の役目とされ、その地位を受け継ぎ家督を相続するのは、一般には長男とされた「福武 一九七一・三三一四〇」。農村家族では、必ずしも長男相続を絶対とする慣習はなかつた「川島 一九五七・九」が、明治民法で規定された家督相続法により、農家においても長男が相続するという観念が理想として掲げられた。

しかし、經營形態として制度は適応したとしても、「家」自体のあり方には民法上の規定と現実の人々の生活との間には大きな隔たりがあつた「布施・玉水 一九八一・一二、川島 一九五七・八」ことも注目せねばならない。たとえば、相続形態においては、一般農民の間では姉家督相続や末子相続、養子相続という種々の形態が存在していた。次の方で、現実の庶民生活と制度との隔たりについて検討してみよう。

二 「家」制度の実体と解体

国家統制目的のため構築された「家」の実際的機能について、鹿野「一九八三・七四」は、「規範が構築されていく一方で、実体としての『家』は解体に瀕していた。いわば家族國家觀に集約される国家理論が虚妄性を帯びていた」

国際結婚からみる今日の日本農村社会と「家」の変化（右谷）

と指摘する。つまり、布施「布施・玉水 一九八二・一二」の表現を借りると、「そもそも武士家族の制度を踏襲、再編した家制度を農民や町人の家族に適合させることに無理があつた」のである。前述したように、小規模零細な小農民には家族が力を合わせるという家族関係が見出され、武士層の規範となる主従関係を支えた家長権が農民家族に不適合であつたと考えられる。

明治民法制定のおよそ一〇年後、一九一〇（明治四三）年頃から、制度の理念と実体の隔たりが、農村社会内部からだけでなく、外部の力によりいつそう明白になっていく。日露戦争、第一次大戦による社会変動が農村社会の構造変化をもたらした。産業発展、資本主義の拡張による都市への人口流動は、農村の人々の生活に次第に変化を及ぼしていった。たとえば、農業経営破綻により舉家離村する。出稼ぎなどで一端離村した者が、帰村しなくなる。といった現象が始まり、やがて、後継者問題が生まれ、それは「家」意識の揺らぎにもつながつていった。

四 今日の農村の「家」

第二次世界大戦以後、とくに高度経済成長を経て、日本が先進国として重要な役割を果たしつつあるなかで、農村社会の「家」は、どのような変貌をみせていったのだろうか。家族形態の制度的側面を変化させた要因は民法改正であるが、むしろ、より直接的に影響を与えた要因は、経済シ

否定、非難された。

民法改正は農村の「家」にどのような影響を与えたのだろうか。民主的生活を確立していく理念にたつと、農村家族にも新民法が浸透することが望まれた「蓮見 一九九〇・四八」。しかし一方、農業経営形態を維持していく上で機能を果たしていた家産相続や直系家族形態を変更してしまうことも憂慮された。つまり、家族経営による零細農業では、均分相続によって農地を細分化したり、夫婦家族に移行すると経営形態が困難になる。福武「一九七一」や蓮見「一九九〇」は、農村社会では新しい家族形態にすぐさま移行することはなく、「家」制度の廃止はむしろ農業の発展を阻むと考えられたと指摘する。したがって、法的規定としての「家」制度は廃止されたが、慣行としての「家」は維持されたのである。次項で、「慣行」としての「家」とは具体的に何を意味するのかを検討する。

三 戦後直後の「家」と農村家族

一九四五年の敗戦により民主主義国家の形成が掲げられると、前近代的な封建的特質を備えている「家」制度は、家督相続制とともに廃止され、家長権の行使や嫁姑関係が

ステムの変化であるとされる「布施 一九九三・一一」。一九五〇（昭和二五）年代半ばに始まる産業構造の変化にともない、家族の社会的機能や形態、人間関係が変わっていく。端的にいうならば、夫婦家族型である核家族化へと移行していく。企業中心的に編成された社会「木本 一九四五・一六三」にとつて核家族が理想形態として形成されていった。都市部を中心にしてこうした変化が進み、次第に直系家族形態は崩され、「家」意識が希薄化していく。

社会全体の流れが「家」意識を後退化させていく一方で、農村社会では「家」を無視できない要因がある。農家にとって、その生活基盤となる農地や家屋を切り離して生活を営むことは考えられない。そして、「家」は先祖代々受け継がれてきた過去の蓄積であり、それを親から子へと継承するという意識を簡単に拭いさることはできない⁽⁵⁾。以下に、一九五〇年半ばから三十年間の農村社会と農民意識を調査した福武「福武・塚本 一九五四、福武 一九七一」と、高橋ほか「一九九二」による結果を参考に、今日の農村の「家」意識を見てみよう。福武、高橋らは、一九五三（昭和二一八）年、一九六八（昭和四三）年、一九八五（昭和六〇）⁽⁶⁾年の三回にわたり、秋田県と岡山県の二農村を調査した。高橋ほか「一九九二・一一三、三二三一三三八」の報告分析からその要旨を紹介する。

第一回の調査結果では、伝統的な社会関係や意識が色濃く存続しており、農村家族が民主的家族形態を取り入れるにはいたっていない。その背景には、機械化導入以前の零細農業と過剰人口があつた。農民の意識も、全般的に保守的傾向を保持しており、長男相続や家父長の権威を肯定する意見や態度が強く残っている。

一五年後の第二回の調査結果では、経済成長に伴い農村社会は大きな変貌を見せる。工業化の進展が産業構造を変化させ、第一次産業の比重は大きく低下する。また、農地基本法の制定（一九六一）や農業の機械化、商品生産化の導入により農業生産様式も変化する。都市や他産業への人口流出が進み、兼業化、出稼ぎ、過疎問題が発生する。産業構造変化が家族規模の縮小や、旧来の「家」規範からの離反を引き起こし、「家」意識が徐々に後退していく。このような社会状況が農民意識に影響をもたらし、長子相続や家長権の権威を否定する傾向が見られるようになる。

第三回の調査では、伝統的家族形態についての意識は、第二回の結果から大きな変化の差が見られなかつた。しかし、大きな変化はないとしても、第三回結果で注目すべきことは、「家」をめぐる意識が多様化したことである。保守、革新という単純な機軸では農民意識の分化がとらえられなくなり、少数ではあるが、「家」意識を強固に維持しようと

する人々の存在が浮き彫りにされた。多様化の主要要素には、「家」・「家系」の期待内容の変化が見られる。高橋ら「一九九二・二〇・九」の分析では、「跡取りへの期待役割は、家の存続のための物質的基盤たる土地や家業の維持・継承よりも、先祖供養や家系継承」にあるという。つまり、兼業化の深化により、經營体としての家産相続というよりも、「非物質的・観念的な側面」としての「家」のアイデンティティを維持する傾向が見られるようになったのである。

「非物質的・観念的な側面」とは、先祖供養や家系継承といったものの他に、「老親の扶養」が大きな要素として挙げられよう。高橋らの統計結果でも、跡取り役割の上位を占めると報告されているように、「親の扶養」役割は都市部・農村部に関わらず、今日の社会問題の重要な要素となっている。

その他に、「家」・「家系」の実態も変化している。先の高橋ら「一九九二・一九・一」は、長男相続実行が七〇%以上という調査結果を得ている。けれども、たとえ長男であつたとしても、都市部で仕事を得れば、次三男がいる場合は跡取りを彼らに譲ることもあり得る。したがつて村にとどまる者は、出生順位に関わらず残った者が「家」を継承する立場になるのである。あるいは、世帯主と跡取りを区別する実態もある。これは、家業や家産などの物質的側面の継続など、相続慣行に主体をおきながら、先祖供養、老親の

承者とは別に、老後の世話をなど実質的生活面を跡取りに期待するというものである。具体的には、娘が老親の扶養を担うことになる。

そして、当然のことながら、これらの「家」意識には、地域差や世代差による認識の違いも反映されてくるだろう。たとえば、地域差については、農村は大きく東北型と西南型に類型化でき、家族形態にそれぞれの特性が見いだされる「井野・田代 一九九二」、清水浩 一九九六、米山一九八五」。東北型は、直系家族制が基本とされ、今日においても大家族志向が見いだされる。一方、西南型では夫婦家族制が基本とされ、核家族化へ進展しつつある「清水浩一九九六・七一―八八」。第三章で触れるが、東北地方の農村で国際結婚の割合が多いということは、こうした家族形態の地域差からも関連性が見いだされよう。

また、世代差については、若い世代になるにつれ、個人主義的傾向が強くなることを考慮すれば、世代を越えて継承する「家」へのとらえ方にも、違いが現れるることは予想できる。

これまで見てきたように、家長権を基礎とした「家」制度は、農家の家族関係には十分に適合しなかつた。だが、「家」を残す、継ぐ」という表現が物語るように、土地、財産相続などの相続慣行に主体をおきながら、先祖供養、老親の

扶養役割を果たすという意味において、「家」は存続していると考えてよいだろう。

第二章 農村に国際結婚をもたらした背景

本章では、農村の国際結婚の原因を「若い女性が農村男性との結婚を避ける」という言説から検討する。独身女性の結婚観と、前節で考察した農村社会に維持される「家」意識との相関から農村男性が外国人女性との結婚を選択する背景を考えてみたい。

一 独身女性の結婚観

一九九八年六月に厚生省国立社会保障・人口問題研究所が発表した「出生動向基本調査」によれば、男女ともに初婚年齢が上昇し、「晩婚化」の傾向が一層進んでいるという。

家族社会学では、この現象を「若い女性を中心に、自立できれば結婚しなくてもよい」「神原 一九九一、大橋 一九九三、ほか」という意識に起因すると説明する。また、男性支配からの女性解放をめざすフェミニズム論者らは、結婚に関する価値観の多様化や従来の男性中心の家族のあり方への反発であると理解する。

はたして実態は、以上の指摘どおりと言えるだろうか。

つまり、女性は一生独身で過ごすことを本心から望んでいるのだろうか。江原「一九八八」、神原「一九九二」、大橋「一九九三」、山田「一九九六」らは、「結婚したい人が現われなければ無理に結婚しなくてもよいのであって、結婚したい人が現れるまで待てばよい」という「結婚を延期させたい」意識が独身女性の本音ではないかと指摘する。

こうした結婚先送り現象について、江原「一九八八・七二」は「なにも不利になるような結婚なんかする必要はない」けれども、きっと『良い条件の結婚があるだろう』、あるいは、『結婚したほうが有利であるような事態が先々生じるであろう』ことを、多くの女性は期待し、予期している」と説明する。つまり、結婚を否定しているのではなく、「条件」が合えば結婚をするのである。では、若い女性が結婚を先送りして、配偶者選択に慎重になつてているのはどういうことなのか。

晩婚化が進行し、未婚者が増加する一方で、独身女性を対象とした雑誌では「結婚特集」をたびたび組み、結婚情報誌が複数発刊されるなど、結婚願望が衰えていくようには見えない。この一見矛盾した状況を山田「一九九六・九」は「結婚に関する意識や志向が変わらないゆえに、結婚しない人が増え続ける」として、現代の結婚難を分析する。以下、山田の論に拠って、「若い女性が農村男性との結婚を

避ける」という言説を検証する。

山田は男女それぞれの結婚意識の相違からこの問題を解いていく。まず男性にとって結婚は、人生におけるひとつの一イベント（出来事）であり、結婚相手によって自分のライフコースに大きな変化はないと考える。一方、女性にとっては、結婚は「生まれ変わり⁽⁹⁾」であり、「結婚相手の職業や経済状況、価値観、家族の状況など」により人生設計を修正することが要求される。

では、「結婚に関する変わらない意識や志向」とは何か。それは、女性の「生まれ変わり」願望がキーワードとなる。日本近代の一般的婚姻形態は「嫁取り婚」であり、身分の下の女性が、身分の上の男性と結婚することが認められていた「清水昭一九八七・一七七」。身分階級や家格などの厳格な階層が見られない今日の社会において、「生まれ変わる」ためには、特に「経済力」にその価値基準がおかれる。つまり、「女性はよりよく生まれ変わるためには、経済力のある男性」を結婚相手の条件とするのである。

この論に従うならば、女性を「よりよく」生まれ変わらせる経済力を持たない男性、すなわち過疎地の農村、小規模自営業、中小企業労働者に属する者は、概して結婚しにくくなる。いわゆる「三高」（高学歴、高収入、高身長）という結婚条件が神話化され、自分よりも社会的地位や経済

力の上回る男性との結婚を理想とする傾向が見られたことからも、この論が裏づけられよう。

すなわち、誤解を恐れず言うならば、「女性が強くなった」「女性の時代」「男性支配を拒否する女性」といった現代の女性像が流布され、旧来の性別観念を反駁しようとする一方で、女性は自らの結婚相手の選択となると、社会的・経済的側面において「強い男性」を求めていると考えられる。ジエンダー研究の江原「一九八八・一七四」も指摘するように、若い女性の晩婚化を引き起こす背景には「意外と『伝統的』な結婚觀に近いもの」がある。つまり、「経済的役割」は夫に、「家庭を守る役割」は妻に期待する、という「伝統的機能分担的夫婦觀」の呪縛から逃れられないでいるのである。⁽¹⁰⁾

したがって、女性が社会的地位を獲得する一方で、男性がそれ以上の地位を獲得しているとは限らないので、結局のところ女性は結婚による地位向上は困難になる。このような「生まれ変わり」意識が維持されていく限りでは、農村男性の結婚難の解消も容易ではないと考えられる。

二 農村女性の問題

農村男性の結婚難は上述した理由のみに起因するのではなく、農村女性の重労働や地位の低さからも生じているこ

とは否めない。農家主婦が我が子に対しても「息子は農民の娘と結婚させ、娘は非農民と結婚させる」という二重性の結婚觀「岩本一九九五・二一九、光岡一九八〇・五〇一五一」が、農村から独身女性を遠ざける要因にもなる。

農村女性の問題はこれまでに多くの研究がなされている。⁽¹⁾問題点の一部には、労働形態・収入形態・居住形態・嫁姑問題・老親介護問題・地域付き合いなどの事柄が挙げられる。ここで注目しておきたい点は、後述する国際結婚を選択した農村男性との関わりからすると、農村から独身女性が遠ざかる原因是、農業經營に関わる問題というよりも、居住問題や嫁姑問題・介護問題などの方がより重要だと考えられる。

筆者が調査を行なつてている山形県のある農村では、平成七年度の国勢調査結果から産業人口の約二〇%が第一次産業従事者で、そのうち専業農家が約二%という統計があるが、外国人妻を迎えた男性で、専業農家である者は一人もいない。ほとんどの者が、平日は工場や会社に勤務しながら、休日や休暇を利用して農作業を行なうという兼業農家があるいは、農地を他の農業經營者に貸しているという状況である。したがって、農村の独身男性のすべてが農業経営者として「嫁」を必要としているわけではない。地域に

留まる男性は、生家を離れず、土地や家屋などの財産を継承し、先祖供養を行なうこと、老親の面倒を見ることが期待されている。そのため外国人妻への「嫁」役割は、両親との同居・介護といったものが主となる。

前項で述べた近年の独身女性の結婚觀の「生まれ変わり」意識と、農村女性の問題は「家」意識にとらわれている農村社会や男性の存在を浮き彫りにする。

第三章 農村と国際結婚

一 「農村に花嫁を」

これまで述べてきたように、今日の農村男性の結婚難の社会的要因は、政治・経済の変革とともになつて発生した家族形態、および結婚のあり方の変化に見出される。

結婚難は程度の差こそあれ、全国の農村地域で生じている問題である。光岡「一九八九・一三一一五」が、一九六〇年から一九八〇年代半ばまでに収集した新聞の記事からも、日本農村の共通の問題であることがわかる。その一例を紹介する。

「農家の嫁飢餓について」は、だれも耳にたこができるほど聞かされているだろう。県知事や農協が百姓と結婚する女性に奨励金を出している地方もあるが、もちろん嫁ひでりは

解消するどころかますますはげしくなつてゆく。⁽¹²⁾

「さらに憂慮すべきことは、農山村の結婚難の深刻化であろう。若い農家の子弟で、ムラに残つていては結婚の見込みは立たないと、出稼ぎ先から帰らないものがわがムラでも相當数にのぼつていることだ」

「農村の嫁不足が言われてもう久しくなるが、いまだに解決の糸口すらつかめていない。……彼ら（農村の独身男性〔筆者注〕）は、もう結婚をあきらめて、人生に希望が持てず、毎日味気ない生活を送つていているのが実状である」

先に述べたように、農村男性の結婚は個人の問題に留まらないため、全国の自治体や農業団体などが主導となり、地域ぐるみで様々な配偶者探し対策を展開してきた。以下に、そうした取り組みのいくつかの例をとりあげる。

自治体の最初の取り組みは、「結婚相談所」の開設である。これは、一九七一（昭和五〇）年代から、全国各地の自治体が国の農業就業改善推進事業の一環として設けたものである「新潟日報社学芸部 一九八九・三二」。相談所の役割は、地域の名士や仲人経験者、農業委員などから構成された「結婚相談員」が中心となって、地域内外の独身男女の縁組を取り持つというものである。地域によつては「仲人報奨金制度」「結婚奨励報奨金制度」といった仲人の謝礼金制度を設けた。

その他には、都市に住む独身女性を農村に迎えようと、村に招待し、農業体験やペーティーを通じて、交流の機会を設ける企画が試みられた。

以上のような結婚推進事業の成果は芳しいものではなかつた。「六年間で、相談員がまとめたカップルはわずか五組」「十一年間で二、三組しか成婚しない」「二年半で成果はゼロ」、「新潟日報社学芸部 一九八九・三二」。「四年間に四回に及ぶ交流会で結婚したのは五組」「板本 一九八七・九〇」。といった結果により、多くの自治体は他に妙案が浮かばず、事実上、「結婚相談所」を廃止した。

二 外国人女性を対象とした配偶者探し

「嫁不足」対策に翻弄する各自治体は、日本人女性を対象とした配偶者選択に見切りをつけ、「過疎地の嫁不足の最後の切り札」「佐藤編 一九八九・七一」として外国から「嫁」をもらおうという発想転換をする。農村男性と外国人女性との結婚を最初に取り組んだ自治体は、山形県の東村山郡朝日町といわれる。「宿谷 一九八八・四二」。一九八〇（昭和五五）年、台湾女性と結婚した者が二人、一九八六（昭和六一）年から翌年にかけて、九人の男性がフィリピン女性と結婚した。朝日町の成果はマス・メディアで報道され、その後、山形県、新潟県、徳島県、秋田県、岩手県「中村

一九八九・二三二一一三三などの各町村で、外国からの「花嫁」募集が始まった。

農村の国際結婚の場合、外国人女性との出会いは、自治体が主導となり、結婚斡旋業者に実質的な紹介を依頼することが多い。斡旋業者の営業形態「中村 一九八九・二三三一二三四」は、①会員制度による仲介。従来の日本人同士の結婚紹介業の方式を踏襲したもの。②過疎地での説明・

展示会。地方の自治体や農業委員会などにパンフレットを送り、説明会への参加や見合い相手となる外国人女性のプロフィールなどを広告する。③夕刊紙・スポーツ紙・レジャー紙などの新聞や雑誌を中心に宣伝を繰り返す、といったものが一般的である。

その他の出会いの方法として、表面的には結婚仲介という形を取らないものがある。中村「一九九四・三二」の報告や山形県内の農村地域では、「技術研修」と称し、コンピューターや縫製の技術研修生として、外国人女性を来日させ、研修期間に農村の男性との出会いの場を設けるという「技術研修」と「見合い」を組み合わせた形態がある。

以下に農村の国際結婚の特徴ともいえる「行政主導型の結婚」成立までの流れと、この結婚の特徴を概観する。

(a) 見合いから成婚まで
自治体の担当課が結婚希望の独身男性を募り、斡旋業者

がプログラムした見合いツアーに参加させる。ツアー先の外国で、候補の女性と通訳を介して見合いをし、双方が合意すれば、数日のうちに婚姻の手続きをとる。

(b) 女性の出身地

主にアジア諸国、朝鮮半島、台湾、中国大陸、インドシナ半島、南太平洋諸島、スリランカ「中村 一九八九・二三三」などに及ぶ。

(c) 見合いから婚姻までの費用

二〇〇万円から九〇〇万円の幅があるといわれるが、二〇〇万円前後が一般的である。費用の負担はおおむね、日本人男性である。

(d) 斡旋業者が作り上げた外国人女性(「花嫁」)のイメージ

ある業者の宣伝文句の「フイリピンの女性は柔順でやさしく、男性に尽くすことを生涯と考えています」「佐藤編一九八九・一五九」という内容が典型である。その他、結婚斡旋業者のパンフレットに並べられた文句をいくつか紹介する。「中国女性は、嫁しては夫に従え、良く夫につかえる優しい女性」「健康働き者」(東京都台東区クリニエール)、「身元確実な中国女性」(東京都新宿区バンダイサービス)、「中國農村出身の女性は、厳しい寒さと、貧しい環境で苦労して育っているので、心は美しく豊か」(山形県ハッピーブライダル)。いずれにおいても、「優しい」「夫に仕える」「従順」

といったイメージを作り上げている。

(e) 日本人男性が求める外国人女性への要望
特に容貌に関して、「なるべく日本人的な顔たちをした人がいい」「宿谷 一九八八・一五九」。「韓国人は外見上(日本人と)全く変わらないでしよう。フィリピン人は明らかに顔が違うのでちょっと困ると思うがね」「日暮 一九八九・三八」というように、できるだけ日本人らしく見えることを要求する。

(f) 韓旋業者介在によるトラブル

業者が女性側に日本の生活について正確な情報を伝えないため、来日した女性が深いカルチャーショックを受けて、帰国する。見合いから成婚までが短期間であるため、結婚する当事者同士のコミュニケーションがうまくいかないことによる問題。また、女性が冷やかで見合いし、男性が先に帰国し待ついても女性が来日しないケース「宿谷一九八八」などが韓旋業者介在によるトラブルである。

こうしたトラブルは、新聞報道されたり、場合によつて裁判になるケースもある。この背景には、結婚韓旋業の商業活動に法的規制がなく、行政の許認可も不要という実態がある。そのため、仲介システムや料金体系も統一されおらず、中には悪質な業者も存在する。業者が生み出したさまざまなトラブルが社会問題となり、とりわけ人権擁護

団体から糾弾される。地方自治体にも、「人身売買的結婚」の一端を担つてゐるという非難が向けられた。

現在では、「行政主導型」の結婚を廃止した地域もある。「行政主導型」が中止になったとはいへ、農村地域において、国際結婚夫婦はますます増加している。どのようにして外国人女性と出会うかの実態は把握しにくいが、すでに結婚した女性が姉妹や知人を紹介するという、業者を介さない個人的な出会いが増えつつある。⁽¹⁷⁾

第四章 受け入れる側の論理

これまで述べてきたように、農村の国際結婚は「嫁不足」への彌縫策であり、外国人妻は日本人女性の「代わり」として迎え入れられた。こうした背景や意識は、外国人妻を入れ後の夫、家族、地域社会にどのように反映されているのだろうか。本章では、受け入れる側の論理を検討する。なお、受け入れる男性とその家族からの情報は少ない⁽¹⁸⁾ため、以下に紹介する事例は一面的にならざるを得ない。

一 夫・家族の姿勢

結婚当初、夫や家族は自分たちの生活様式を変えようとせず、外国人妻へ受け入れる側の生活様式を一方的に押し

つけ、同化を強要するといった姿勢を見せた。その代表的な事例を紹介する。

①名前（呼び名）を日本名に変えること。

韓国や中国の人の場合は、本名の漢字一字を取つて変えざることがある。結婚前に妻となる女性の呼び名を考えていた、という男性もいる。タイ人女性と見合いをしたその男性は、「私はその時（見合ひし、結婚を決めたとき〔筆者注〕）、彼女にふさわしい日本名を決めました」〔宿谷一九八八・一四六〕と語っている。これは、「日本に早くなじむためには日本人的な名前を使つた方が良い」、「母親が日本人的な名前でないと子供がいじめにあう」〔岩手弁護士会一九九五・三五〕といった理由があげられる。しかし、すべての外国人妻が日本名を付けられるわけではない。山形県のある農村では、韓国や中国の出身者の多くは、日本名を付けられているが、フィリピン女性の場合は本名のままである者が多い。出身国によって区別する理由を、外国人妻らは、フィリピン人の名前は呼びやすいが、韓国語や中国語が農村社会の人々にとっては、馴染みがなく発音しづらいからだと理解している。

②日常の生活習慣をすべて日本の風習に合わせること。

たとえば、食事のさいに韓国では食卓に立て膝の姿勢をとり、茶碗を手に持たずに食べる風習がある。しかし、こ

うした食事の作法は日本では無作法とみなされる。そこで、日本人家族は外国人妻に、こうした姿勢をとることを注意する。また、中国都市部出身の外国人妻は、母国では食事の支度など家事は夫婦のどちらか時間のある方がする風習になつていて、夫に家事の分担を要求した。すると姑から「嫁が夫に家事をさせるとは何事か」という反発を受けるといつたことがある〔岩手弁護士会一九九五・三〇〕。

家計管理について、東北地方に限らず農村社会では、「身上ゆずり」の風習が残つてゐる地域がある。家計の収支管理が家長に委ねられ、夫の両親が健在である場合、妻である外国人妻は自分で得た収入が自由にならないことが多い。この風習も説明のないままに、外国人妻に強要される。

③子供の誕生を促すこと。

夫や家族は、早急に子供を欲しがる傾向が強い。来日して一年未満に妊娠、出産を迎える外国人妻が多い。「子供を産むための機械のようだ」〔桑山一九九五・三七〕と訴える外国人妻がいるように、新しい環境に慣れる間もなく妊娠を迫る。概して夫が三〇歳代後半から四〇歳代という年齢であるという理由もさりながら、跡継ぎの確保という意識のあらわれと考えられる。

④赤ん坊に子守歌を歌つたり、話しかけるさいに、母国語の使用を禁止すること。

生まれた子供は、『純粋な日本人』として育てたいという願い【岩手弁護士会 一九九五・三〇】から、外国人妻に母国語を使うことを控えさせる場合がある。

国際日本語普及協会の調査【一九九七・一〇五一・一〇六】では、夫が外国人妻に何を希望するかという質問を行なっている。先に挙げた事例と多少重複する点もあるが、以下に紹介する。

「日本の習慣、地域風習などを理解し、家計等を一人で出来るようになってほしい」

「早く日本の生活に慣れてほしい、経済・金の大切さ・物の有り難さを一日も早く身につけてほしい」

「字を読んだり書いたりできるようになつてもらいたい」

「日本語と日本の習慣に慣れてほしい」

「日本語を覚え、子どもの教育ができるようになつてもらいたい」

個々には様々な対応の仕方があると思われるが、以上に挙げた例が、農村の国際結婚の実態調査から顕著に見られるものである。

異文化を背景にした者同士の結婚において、一方の配偶者の国に居住する場合、もう一方の配偶者は、相手方の国の言葉や風習などその国の文化に慣れていくことが一般的には要求される。このことは、農村の国際結婚の場合も例

外ではない。この論理に従えば、上述したいくつかの夫側の要求も理にかなっていると言えるだろう。しかし、外国人妻側の発言に「夫側の価値を一方的に押ししつけるようなことは避けてほしい」、「自分が育った文化と夫の文化とは全く違うのに、夫はいきなり日本人の妻の役を押ししつけてきた」「国際日本語普及協会 一九九七・三七」とあるように、日本に来たからには、女性が日本社会に合わせることが当然だという姿勢が強いようと思われる。夫が、妻の文化や習慣、言語を理解するという夫婦相互理解の姿勢よりも、日本への一方的な同化を求める傾向が強い。

山形県や新潟県で、農村社会の国際結婚を初期から観察している笹川孝⁽²⁾は、極端な条件であると前置きしながらも、日本人家族は外国人妻へ妊娠できること、子を生むこと、家の仕事をすること、年寄り（夫の両親）の面倒を見るなどを要求していると指摘する。これらは、まさしく「嫁」としての役割で、本稿の主題である農村社会に根強くある「家」意識をあらわした事例といえる。

しかしながらこうした受け入れる側の要求を一方的に強要する家族ばかりではない。外国人妻の立場を理解し、異文化同士の結びつきを生活の中に積極的に受け入れる者もいる。たとえば、前述の笹川や国際日本語普及協会の調査に次のような報告がある。「せっかく花嫁が日本に来たの

だから、幸せになつてくれるよう努力する」。「総じて外国人妻と家族がうまくいっている家庭では姑が嫁の文化的、民族的違いを受け入れ、嫁を一人の人間として認め、わからうとしている様子が見られる。また、嫁の能力を素直に評価していることがうかがわれた」「国際日本語普及協会一九九七・四一」。

以上に挙げた事例は、比較的結婚当初の様子である。今後、外国人妻の定住年数が経ち、子供が誕生、成長するなど彼女らが家族や地域社会に取り込まれていくなかで、夫婦や家族の相互関係は当初とは異なったものとなり、農村家族の「家」をめぐる意識に、何らかの変化を生み出すことになるかも知れない。

二 地域社会の姿勢

地域社会の住民を対象とした農村の国際結婚の調査・研究は、国際結婚した夫や家族を対象としたもの以上に数少ない。そのため、十分な考察を行なうこととはできないが、ここでは、筆者が入手した資料で、松本「一九九五」、松本・秋武「一九九四、一九九五」による山形県農村地域における調査報告からまとめる。

松本・秋武は、一九九三年と一九九四年の二回にわたつて調査を行ない、地域住民の国際結婚に対する意識の変化

を捉えようとした。アンケート回答者の偏り、サンプル数と質問項目の少なさから、この調査結果のみで一般的結論は導きだせないが、今後の研究の礎石として有意義な方向性が示唆されている。

二回の調査で、地域社会に国際結婚夫婦が増加するにつれ、住民は、「仕方がない」という消極的な賛成から「いいことだ」という積極的な賛成へと変化した。住民意識を好転させる要因のひとつは、国際結婚を含めた国際交流を積極的に取り組んできた、この地域の行政の役割であつたと指摘する「松本 一九九五・一八一」。

また、地域の国際結婚を容認する理由として、「本人がよければいい」と、結婚を個人のものととらえる一方で、「村が活気づく」、「若者が村に定着する」、「家を継ぐ子供ができる」のように社会全体の利益を意識した意見もある。このような回答結果から、地域住民の意識には、過疎や後継者問題を包摂した国際結婚という理解があることがうかがえる。

第五章 受け入れる側の葛藤と模索

て付与された機能は、家産や農地継承といった物質的側面であったが、現代の「家」に期待される機能は、「親の老後」の世話へと移行しつつあることが理解された。「家の機能が変化しつつあるとはいって、農村に留まる者は「家」意識に取り込まれ、それを維持するための模索の結果のひとつとして国際結婚を行なうに至った。

その結果、前節で見てきたように、「受け入れる側」の論理には中村「一九八九・二四二」の表現を借りると、「嫁不足」という輸入する側だけの論理が、あまりにも一方的に突出して「いた」という印象が強い。上述したように夫や家族のすべてが、外国人妻の日本社会への同化を強調したわけではない。だが、報告される事例からすると、全般的にこうした傾向が認められるということは、受け入れる側に、日本人女性が農村社会から離れていく理由を省みると、かむしろその理由となる諸要素を外国人妻に強要している態度が見いだせる。あるいは、「嫁」役割の要求が自覚的でないとしても、「嫁をもらう」目的達成に性急であるがゆえ、異文化間結婚をめぐる諸々の問題をあらかじめ想像する余裕がなかつたとも考えられる。いずれにせよ、農村にとどまる男性には「家」を保持していくことが期待され、同時に、この期待を知らずに「嫁いだ」外国人女性との生活があり、その両極で揺れ動く姿が浮かびあがつてくる。

以下に紹介する農村男性の意見には、「外国から嫁」をもらい、「思いどおりにならない」結婚生活にとまどう男性や家族の葛藤がありのままに描かれている。

「山形県は外国人が非常に少ない所です。急に外国人の方が増えたため、まわりの人達の理解を得られ協力してもらえるには、時間がかかるでしょう。農村には、古い習慣や、しきたりが数多く残っています。これから覚えるのに大変です。……彼女達（外国人妻「筆者注」）に農業文化を教えて習得してもらえるには時間もかかるでしょう。（外国人妻を「筆者注」）もらつた男性は、その日から悪戦苦闘です。……もらつた男性の方でも、「国際結婚」などと仰々しく考えた訳ではなく、やむにやまれずの結婚です。そのため、男性側にもこれらの意識が薄く、もらつて来て始めて、荷の重さを感じる人がほとんどです。自分の文化、風土を教え、同じ家を守つて行くにも、どう歩いたらいいのか、どう道を開いたらいいのか分からぬ。両親もこの嫁さんとどう暮らしたらいいのか分からぬ。もらつた家庭ではいまだに、通常会話ができなくコミュニケーションのない家庭があります」⁽²⁾

外国人妻を迎えた山形県内のある農村の調査中に、筆者は農村男性の結婚難の要因の一つとして次のような発言を聞いた。「跡取りとして育てられた男性は社会の変化に無関

心であり、主体性に欠けるからこそ、日本人女性と結婚できない」というものである。しかし、上述の引用からうかがえるように、国際結婚した男性は、むしろ日本人同士の結婚以上の困難さに直面し、当然の事として無自覚であつた自らの「家」意識を、「外国人」の存在によつて意識的に考えざるをえない状況になつてゐるのである。

日本農村の多様性や、今日の複雑で多岐にわたる結婚觀を一般論で示すことは難しい。今後の課題として、研究分析上で用ひる「家」觀念と、地域住民が口にする「家」とを区別する必要があろう。また、農村にとっての結婚が個人の意志よりも共同体を優先するという建前論も、個人の内面性においてはどの程度通用するものか、事例研究を重ねて検討しなければならないだろう。本稿では主として文献に拠つて考察をすすめたが、上記の課題に答へぬぐく、事例研究をさらにすすめていきたい。

謝 辞

本稿は一九九七年度に提出した修士論文の一部を修正し、加筆したものである。修士論文および本稿執筆にあたり、小西正捷・栗田和明両先生をはじめ、多くの先生方にご指導賜つた。また、貴重な資料や情報を提供下さった山形県

最上郡内の自治体の職員の方々、お一人お一人のお名前は挙げないが、聞き取り調査に協力下さつた村民の方々に、心より感謝いたします。

註

(1) 英語では、*intermarriage*, *intercultural marriage*,

dual-cultural marriage, *mixed marriage*, *cross-national marriage* [Cahill 1990, Johnson & Warren 1994, Hutter 1990] ふういた用語が使用される。これらの用語が指す結婚は、民族、宗教、言語など異なる文化背景をもつ男女の婚姻関係として特徴づけられる。日本社会で用いられる「国際結婚」という用語は、明確な定義をもつて使用されることはなく、概して国籍の異なる者同士の結婚を指すことが一般的である。そこには、文化、民族、宗教の違いが自明のこととして包摶される。端的にいえば、「外国人配偶者」を持つことを「国際結婚」と称している。本稿では用語の混乱を避けるため從来の用語を使用する。

(2) この見解は、政治学、法社会学、歴史学、家族社会学などの諸分野で一致している。明治政府が確立した「家」制度には、江戸幕府によつて奨励された家長的秩序が継承され、その倫理道徳はよりいっそう強化された。この秩序およびその觀念は、第二次世界大戦敗戦まで維持されるが、ルース・ベネディクトが『菊と刀』で「日本人は過去の体験によつて作り上げられ、その倫理体系と礼式の中に形式化されていく、古い恭順の慣習を頼りとしている」[一九七二・一〇〇]と述

国際結婚からみる今日の日本農村社会と「家」の変化（右谷）

べるようすに、日本人の生活や意識に、根強く浸透した。

(3) 明治初期ころの姉家督調査を行つた武藤「一九八五・三一」

は、「一八九八（明治三二）年の民法成立以前には、農村の「家」の基本的性格は、地域により様々な相続慣行（たとえば、末子相続、「姉家督」慣行）を有していたと指摘する。

(4) 一八七三（明治六）年、「新律綱領」で長男相続を原則とし、末子相続は、禁止された。また、女子のみの場合には「婿取り」を行ない、夫を迎へ、その夫を戸主とした。

(5) 法律によつても、農村の「家」および後継者を存続させるべく特別法が制定されている。「日本の農業經營に関する特別法」では、一家の農業經營に必要な農地等が、分散しないように、家族の一人に集中することを助成、促進することを目的とした諸法律が制定されている。これにより、當農家族の相続形態も、重大な制約を受け、男女平等主義・均分相続制を理念とする民法秩序が十分に貫徹されない結果となつてゐる。

・昭和三九年の租税特別措置法による農地等の「括生前贈与」の特例（當農者が、長男等に農地を生前に贈与したときは、譲受人は贈与税を払う必要がなく、譲渡人の死亡後、相続税の税率で計算された税金を払えよ。）

・農業者年金法（昭和四五年）。この法律は、農業經營者の老後保障を目的とする年金制度に関するものである。農業經營を長男等に譲つて、當農をやめた満六〇歳以上の者に年金を支給する。（最上地域における国際結婚家族の権利保障をめざして「国際交流研修会講演録」平成六年最上広域事務組合国際交流センター主催より）

(6) 三回目の調査は、福武の弟子、高橋ほかによる追調査である。

(7) これは、子供の数の減少による長男長女社会の到来をその原因の一端、と分析する。

(8) 平成四年度「第一〇回出生動向基本調査」の未婚男女の結婚意志調査では、「いずれ結婚するつもりだが、理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくともかまわない」と考える者が半数を占める。

(9) 「生まれ変わり」の発想は、日本男性と結婚する外国人女性においても該当する考え方と思われる。本稿では、外国人妻の母國での状況を詳細に記述する余力はないが、農村の国際結婚に関する記述にあたつては、フィリピン女性は経済的豊かさを求めて、中国や韓国の都市出身の女性は本国で条件の合う男性とめぐり合えず、日本男性を希望してとの経緯が一般的に語られている。どのように「生まれ変わり」たいのかという個々人の要求は多様であろうが、結婚によりそれまでの環境を脱し、新たな自分を投じる姿が見いだせる。この問題は今後の課題としたい。

(10) フェミニストらが、「こうした旧来の性別役割を打破するため、活動しつづけている。しかしながら、『日本経済新聞』生活家庭欄「一九九七年一二月一五日」の記事では、「仕事と家庭に関する夫の意識調査において三十代から五十代の夫は、現実的には夫だけの収入だけでは経済的不安がある一方で、本音には「夫が働き、妻が家庭を守る」意識の存在が根強くあることがうかがえる。このように、性別役割分業の問題は容易には解決しえない。

(11) 農業に従事する女性の問題を取り上げる報告は多い。その一例として、農村女性問題研究会編一九九二「むらを動かす女性たち」家の光協会、丸岡秀子・大島清一九六九『農村婦

- 人』現代婦人問題講座三亜紀書房、光岡浩二一九八三『日本農家の女性問題』時潮社などが挙げられる。農業従事者である女性の問題には、就業時間が長い、休日が少ない、報酬が明確にされていない、仕事と家事労働の両立が困難である、さらには、組合員に加入できないなど社会的地位が低い、などといった項目が挙げられる。近年では家族経営協定によって報酬、就業時間、仕事分担、家事の分担、老人介護などを文書で明確に取り決める。さらに、「全国女性農業経営者会議」が催されるなど、農業女性の就業形態の見直しや地位向上をめざす運動が起きている【一九九八年一月八日『日本経済新聞「女たちの静かな革命」】。
- (12) 一九六五年三月二八日 『朝日新聞』朝刊 杉浦民平氏投稿より。
- (13) 一九八一年六月八日 『朝日新聞』朝刊「声」欄 中島良一氏投稿より。
- (14) 一九八八年十一月二三日 『朝日新聞』朝刊「声」欄 長野和夫氏投稿より。
- (15) 筆者が山形県内の農村の調査で行なった聞き取りより。
- (16) 一九九三年四月三日『読売新聞』「にじは見えるか国際結婚」より。
- (17) 筆者が山形県内の農村の調査で行なつた聞き取りより。
- (18) 本稿で紹介する受け入れる側の論理は、大半が外国人妻側の悩みや不満として表出されたものである。農村男性があまり語らない事実は筆者も調査地でもよく出合つた。Cahill 1990: 8-10 もフイリピン女性と結婚した日本・オーストラリアとイスラム男性の調査を行い、同様の指摘をしている。オーストラリア・イスラムの男性は面接調査に応じてくれるが、日本

参考文献

- Benedict, R 1946 The Chrysanthemum and the Sword : Patterns of Japanese Culture. Boston (一九七一) 『菊と刀』
- Cahill, D 1990 Intermarriages in International Contexts : A Study of Filipina Woman Married to Australian, Japanese and Swiss Men. Scalabrin Migration Center, Quezon City, Philippines
- 江原 由美子 一九八八『フジワラズムと権力作用』勁草書房
有斐閣
- 福武 直・塚本 哲人 一九五四『日本農民の社会的性質』
- 福武 直 一九七一【一九九〇】『日本の農村』東京大学出版会
- 布施 晶子・玉水 俊哲 一九八二『現代の家族』青木書店
- 布施 晶子 一九九三『結婚と家族』岩波書店
- 蓮見 音彦 一九九〇『苦悩する農村—国政策と農村社会の

男性は調査対象者すべてが面接拒否をしたと報告されている。

(19) 筆者が山形県内の農村の調査で行なつた聞き取りより。

(20) 笹川孝一氏は現在法政大学助教授で、一九八九年の日本青年館主催の結婚問題シンポジウムに開わり、山形県や新潟県の農村の国際結婚調査を行つてある。引用は、「国際化問題にたずさわる自治体職員等研修会講演録」(一九九四年三月二日 最上広域市町村圏事務組合国際交流センター) より。

(21) 一九九三年八月二一日、九月四日・六日・八日『毎日新聞』山形版「一九九三年度毎日郷土提言賞山形県優秀賞者鈴木誼氏」の提言論文より一部抜粋。

国際結婚からみる今日の日本農村社会と「家」の変化（右谷）

- 麥容一 有信堂高文社
 日暮 高則 一九八九『「おふくろ」「おれ」の国際結婚学』情報企画出版
- Hutter, M. 1990 "Introduction in Intermarriage" in Journal of Comparative Family Studies : XXI-2 : 143-225
- 板本 洋子 一九八七『現代結婚事情』家の光協会
 伊藤 幹治 一九八二『家族国家観の人類学』ミネルヴァ書房
 今川 素一 一九九〇『現代結婚考—国策結婚から国際結婚へ—』田畠書店
- 井野 隆一・田代 洋一 一九九二『農業問題入門』大月書店
 岩本 純明 一九九五『農村の結婚難』吉川弘之他『結婚』東京大学公開講座
 岩手弁護士会編 一九九五『東北における国際結婚の現状』東北弁護士会連合会平成七年度弁護士会シンポジウム資料
- Johnson, W. R. and Warren, D. M. ed. 1994 Inside The Mixed Marriage. University Press of America
- 神原 文子 一九九一『現代の結婚と夫婦関係』培風館
 鹿野 政直 一九八三『戦前・「家」の思想』創文社
 川島 武宜 一九五七『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店
- 木本 喜美子 一九九五『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房
 國際日本語普及協会 一九九七『日本人と結婚した在日外国人女性に対する支援推進のための調査報告』
- 桑山 紀彦 一九九五『国際結婚とストレス』明石書店
 松本 邦彦 一九九五『調査報告—外国系住民に対する山形県内自治体事業調査』『山形大学法政論叢』四・七九一一八
- 松本 邦彦・秋武 邦佳 一九九四『国際結婚と地域社会—山形県での住民意識調査から(その一)』山形大学法政論創刊号・一二六一・一六〇
- 松本 邦彦・秋武 邦佳 一九九五『国際結婚と地域社会—山形県での住民意識調査から(その二)』『山形大学法政論』四・一七八一・二〇六
- 丸岡秀子・大島清一 一九六九『農村婦人』現代婦人問題講座三亜紀書房
- 光岡 浩二 一九八三『日本農家の女性問題』時潮社
 武藤 敦子 一九八五『宮城県M郡K町における〈姉家督〉について』『民族学研究』五〇一一・二七一五
- 中村 尚司 一九八九『アジア人花嫁の商品化』坂本慶一編『人間にとつて農業とは』所収一二九一・四四 学習書房
- 中村 尚司 一九九四『人びとのアジア—民際学の視座から—』岩波新書
- 中根 千枝 一九七〇『家族の構造』東京大学出版会
 永原 慶二編 一九九二『家と家父長制』比較家族史学会監修
 早稻田大学出版部
- 新潟日報社学芸部編 一九八九『ムラ国際結婚』無明舎出版
 農村女性問題研究会編 一九九二『むらを動かす女性たち』家の光協会
- 大橋 照枝 一九九五『未婚化の社会学』日本放送出版協会
 佐藤 隆夫編 一九八九『農村と国際結婚』日本評論社
 清水 昭俊 一九八七『家・身体・社会』弘文堂
 清水 浩昭 一九九六『家族構造の地域性』J. クライナー編『地域性からみた日本』所収 六五一九一 新曜社

- 宿谷 京子 一九八八『アジアから来た花嫁—迎える側の論理—』
明石書店
- 高橋 明善・蓮見 音彦・山本 英二他 一九九二『農村社会
の変貌と農民意識』東京大学出版会
- 山田 昌弘 一九九六『結婚の社会学』丸善ライブフリーアイ
- 柳田 国男 一九二九『都市と農村』(一九二九『朝日常識講座』)
- 第六卷、一九九一『柳田國男全集二九』所収 三三三一
- 五四一 ちくま文庫
- 米山 俊直 一九八五『日本文化の地域性をめぐって』『民族学
研究』四九一二・三八八一三九四

(立教大学文学研究科地理学専攻博士課程後期)